

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和6年3月14日（木曜日）		
開 会	午前10時59分	閉 会	午後4時48分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (7名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局次長 植田光一	局長補佐 毛利元	
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課課長 橋本 涉 長寿社会課参事 大島ゆかり 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p>【健康こども部】</p> 健康こども部長 橋本 浩之 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭相談センター所長 森田 誠一 こども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課新型コロナウイルスワクチン推進対策室長 稲田すなお 保健医療課参事 谷口 和子 保健医療課参事 岡部 孝志 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康医療課心の健康支援室室長 玉川 陽子 健康・子育て推進課長 西尾 靖子 健康・子育て推進課健診推進室長 小森 里美 生活安全課長 森原 秀雄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		

	<p>【市立病院】</p> <p>病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局長兼総務課長 松田 真治 経営改革室長 波多野 哲 地域医療総合センター事務サポートセンター長 網谷 憲治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課長 谷口 智章 事務局医事課課長補佐 金山 浩子</p>
傍聴者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

福祉保健委員会に切替え 午前10時59分 開会

【福祉部】

- ◆**星見健蔵委員長** それではただいまから福祉保健委員会を開会します。本日の日程でございますが、まず、福祉部の先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて令和6年度の当初予算の質疑を行います。その後、健康こども部という流れとしております。令和6年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。まず、初めに藏増福祉部長に御挨拶いただきます。藏増部長。
- 藏増祐子福祉部長** はい。福祉部藏増です。おはようございます。本日の福祉保健委員会で御審査いただきますのは、2月29日の委員会で説明をさせていただきました条例改正の議案の4件でございます。また、その他の報告で1件、居宅介護支援事業所の介護報酬返還金について御報告を申し上げます。その後、予算審査特別委員会の分科会ということで審査をいただきます。前回の分科会で一般会計と特別会計の福祉部で所管する部分の主な事業につきましては御説明させていただいておりますが、本日はいただきます質疑につきましては、担当課長のほうが簡潔に御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、強調いただきありがとうございます。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** 議案41号なんですが、資料2で、別紙資料1ということで、今回の改正のポイントをまとめていただきました。それで、じゃあ、このポイント、例えば地域包括ケアシステムの進化・推進、①として施設系サービスについて1から3の要件を満たす協力医療機関の要件を定めることを義務づけるというふうにあって、じゃあ、これはこの付議案の文章のどこに

該当するのかなっていうのをめくりながら探すんですけど、非常に分かりにくいんです。それで、例えば、国保の分で新旧対照表とかあるんですけど、これで見ると前の分も、自分で前はこうなっとったっていうのも自分で探さないといけなくて、新旧対照表があればこの①はここなんだなっていう、自分でも探せるんじゃないかと思うんですが、そういうものをいただいてポイントを説明いただくというようなわけにはいかないのでしょうか。委員長。

◆**星見健蔵委員長** はい、ただいま、資料提供ということですかね。執行部さんいかがでしょうかね、この条例改正について。山形室長。

○**山形孝史地域福祉課指導監査室長** すみません。新旧になりますとデータが膨大なデータになりまして、1議案が100ページ以上というふうなものになります。それでひとまず分かりやすいポイントをとということで、抽出して資料をまとめさせていただいているとこんなですが、もし必要ということであれば、何とかこの委員会の開催中に御提供できるような形で、今、ちょっと鋭意、ちょっと印刷中でありまして、何とかこの41号議案につきましてはお渡しできるような形でやっております。

◆**星見健蔵委員長** じゃあ、皆さんどうですかね。みんなの分が用意できたんですか。じゃあ、お配りいただきます。とてもすぐすぐ読めるものじゃないと思いますけど。

〔資料配布〕

◆**星見健蔵委員長** それでは再開いたします。ただいま執行部のほうから新旧対照表、膨大なページに及んでおりますが、お配りをいただきました。改めて質疑に入りたいと思います。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 国の基準の見直しということから、この鳥取市の条例も見直しということでの提案だと思っておりますが、資料の見方を教えてください。2月の定例市議会福祉保健委員会付議案等説明資料の中の、その資料2の8ページ横表があります。ここに改正の内容、改正すべき事項があって、そしてその改正をしなければならない条例というのがあります。それでその下に、一番下に従うべき基準、二重丸が標準とすべき基準、一重丸が参酌すべき基準とこういうふうになっておりますが、見方として、この黒丸は必ず改正をしますよというような見方で、標準とすべきというのはこれを見たところがなさそうなんです、この一覧には。どういう意味づけなのか、もう1つは参酌すべき基準ということで、これは参酌すべきだけれど、条例として改正をしますよということで示している部分なのかということの、この表の見方の説明だけお願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** 山形室長。

○**山形孝史地域福祉課指導監査室長** はい。別紙資料の2の見方で、指導監査室の山形です。別紙資料の2の見方でございます。基本的に省令には、従うべき基準、要するにこれは必ず守ってほしい基準でございます。それから標準とすべき基準ですが、これは国が示した標準とする基準を基にしていますけども、これ以外の何か理由がなければこれを記述として基準としなさいよというようなものであります。あと、一重丸の参酌すべき基準でございますが、これは、基準は国が示すけども、各地域によって特別な事情があれば十分国の基準を考慮した上で、各自治体で別の定めをしてもいいよっていうふうなことがこの参酌すべき基準でございます。

それで一見この基準見ますと、従うべき基準とそれから義務づけになっているものと混同しているように見えるんですが、基本的には、これは条例で定めますと全て条例の基準として守っていただくべき基準になりますので、そこはちょっと見方としては分かりにくいなというふうなことはあるんですが、考慮していただけたらと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。その参酌すべき基準というところで、じゃあ、鳥取市がどのようにしてきたのかというところが一番本来は知りたいところなんですけど、また、資料見せていただきたいと思います。ただし、かなり膨大なもので、ポイントを絞っていただいているということなので、その辺を見ながら考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。この中で良質なケアマネージメントの確保に向けた環境づくりということがあって、7ページにはケアマネージャー1人当たりの取扱件数について次のとおりとするということが書いてあります。すみません。この記述がある新旧対照表ここだよというのをまず、教えてください。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室山形です。先ほどお配りしました新旧対照表の、すみません、ページ数がちょっと分からないんですけども、一番下から7ページ目を見ていただけたらと思います。すみません、6ページ目ですかね。そこに6枚目ですね、鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の新旧対照表でございます。その第5条の新旧でございますが、改正前におきましては、第5条に前項の規定する員数の基準は利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とするという基準になっておりますが、これが5条の第2項から第3項という形で改正と新設、3項となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。これに書いてあるように、以前は、ケアマネージャーさん1人当たり利用者さんは35でした。今度は44ですと、それで介護予防もするようになったということで理解したらいいということですね。分かりました。

あと、もう1つ、施設で介護ロボット、ICTの活用によるサービスの質の確保と業務負担の軽減ということで、介護ロボットを活用だけでは改善になるのかなというのと思いますが、活用できる部分は活用して労働を軽減するというところもあると思います。これはどこにありますか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。すみません。ちょっともう1回場所をちょっと特定するので、しばらくお待ちください。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。自分も勉強不足のところ、皆さんを引き込んでしまって申し訳ありません。自分で探します。はい。いいです。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 それは分かりました。そうしたら議案41号の別紙資料の説明の中に、福祉用具貸与・販売の見直しという項目が入っています。車椅子とか、ベッドとか、必要なときに行って、介護の状態の人を見て、今まで貸与っていうことで必要なくなったら返したりとかいうことのものだったものが、特定福祉用具販売ということで、選択制になったというふうに、これは理解をすればいいんでしょうか。何で貸与であったものがこの販売の対象ということに広がるものが、どういうものがあって、ほんで、何でこういうことになったのかなっていうようなところ分かれば教えてください。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。すみません。大変お時間をいただいて申し訳ないです。この、実は国が出しております主なポイントの中に、一部福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入というふうな説明の資料があるんですが、この中には利用者負担を軽減し、制度の持続性確保を図るとともに、福祉用具の適宜適切な利用、安全を確保する観点から一部の用具について貸与と販売の選択制を導入すると。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととするということになっております。

その中で、選択制の対象とする福祉用具の種目といたしまして、固定用スロープ、それから歩行器、それから単点杖（松葉杖を除く）でございます。それから多点の杖ということになっておりますが、対象者の判断と判断体制のプロセスといたしまして、利用等の意思決定に基づき貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師、専門職の意見、利用者の身体状況等、踏まえた提案を行うこととするということでもあります。

要するに多様な選択の制度を設置することによって利用者の方に、これは買うものなのかもしれないしは借りたほうがこの人にとっては有利なのかっていうことを選択を促すというようなことが国の考えではないかというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で質疑を終結します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。今の福祉用具貸与・販売の見直しも、最初は福祉用具の多様な選択という見栄えはいいですけど、要は、買うということが選択肢の中に入ってくるっていうことで、それが本当に利用者さんの負担を軽減するものではないというふうに私は思いました。それからケアマネージャーさんの利用者の数が35から44に増えた、要支援者のケアプランも立てるということになったことに伴うものですけど、本当に忙しい中で、これの数を一生懸命やっている、プランを立てて援助をしているケアマネージャーさんをますます忙しくするものではないかというふうに私は思います。よって、国が決めたものではあります、それに基づく市の条例の改正ですが、私は反対いたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか討論ございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。このたびの改正はサービスの質の確保であったり、それからまず利用者の身体又は生命を保護するための身体的拘束等を行ってはならないというようなことで、入所者の尊厳を尊重されたような内容になっていまして、これはこれからの地域密着型サービスのこの重要な視点だというふうに思っております。この条例制定について賛成をいたします。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で討論を終結します。これより議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。ありがとうございます。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第43号鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 続きまして、議案第43号鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。資料2ですね。この資料2の中の第43号で、12ページの下のところですけども、就労移行支援事業所の利用定員規模の見直しという、②で書かれているところですけども、就労移行支援事業所の利用定員規模と利用状況の実態の乖離が生じていることに鑑み、定員規模を20人以上から10人以上に見直すというところなんですけれども、市内の就労移行支援事業所、ホームページで確認しましたところ、3月6日現在で3事業所あるようでありまして、それで定員数が6名のところと20名のところと14名のところっていうことになっております。それで、この文章の利用定員規模と利用状況、定員の規模と状況の実態に乖離が生じているというふうに表現されていますが、どのように乖離が生じているのかを伺います。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。この中には国が示しております就労移行支援事業利用者の定員規模の見直しでございますが、結局、国の実態調査に併せまして、実際は定員が例えば30人とか20人というようなことにしているにもかかわらず、実際の利用者数が少ないというふうなことがあるようでございます。確かに鳥取市内の事業者につきましては先ほど委員がお調べになったように、6名、9名、14名というようなことで、この件に関しては実際の数値とは違う感じがしますが、全国的に見ますとその定員数を満たすような利用者数っていうのが少ないっていうところから、今回の改正に至ったということで御理解いただけたらというふうに思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

- ◆谷口明子委員 はい。では、鳥取市ではこの文章は少しちょっと該当というか、似合わない、そぐわないというところと考えたらよろしいってということでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形です。すみません。そぐわないというところと意味合いがちよっと違ってくるので、国の基準に照らしてそのまま参酌して決めさせていただくということですので御理解いただけたらと思います。
- ◆星見健蔵委員長 谷口委員。
- ◆谷口明子委員 すみません。ありがとうございます。それで、定員が、先ほど申し上げたとおりだと思うんですけど、実際のところ働いていらっしゃる方はどのような、何人おられるのかを伺います。
- ◆星見健蔵委員長 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長 すみません。指導監査室の山形です。実際の直近で利用者数はちょっと今、分からないんですが、ちょっとお調べしてまたお答えしたいと思います。
- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、また後でと。そのほか、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 教えてください。先ほどの谷口委員との関連の質問です。定員規模が10人以上に見直すということになった場合に、10人未満になった場合、これは補助対象となるのかどうなのか、これが1点。もう1点、そのページの①のところに、就労選択支援の円滑な実施というものがあります。そしてその項の一番下、サービスの対象者の上のところですけど、就労選択支援を創設すると書いてあります。具体的にはどういうことを想定されているのか教えてください。以上2点です。
- ◆星見健蔵委員長 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。先ほど坂根委員さんがおっしゃった、定員規模が10人以上になって、それより少ない人数になっても補助対象になるかというふうなお話なんですけど、すみません、確認はちょっとまた後でしたいと思いますが、恐らくならないかなというふうに思っております。また、確認してお答えしたいと思います。
- それから就労選択支援でございますが、結局、現状を申しますと、就労A、就労Bを御希望になった場合に関しては、各事業所においてそのサービス管理者と申しますか、要するにプランを立てる者がおって、そこに相談をして、例えばその入所と申しますか、利用決定について経験するところなんですけど、その一歩手前としまして本当にその人にとってその事業所がいいのかどうかというところの選択を相談できる場所をこの中に新しく制度を組み込みまして、まず、例えば1か月、じゃあ、試しでそのプランを立ててみて、経験をしてみて、本当にその人にとっていいかどうかということ制度として導入して、それで、じゃあ、その人にとってそれでよければ、じゃあ、継続してそのまま就労Bか就労Aに行くというふうな流れになっております。ですので、結局利用者にとってどういうふうな個別の実態に合わせたサービスが適切かどうかという判断できる機関が1つできるということですので御理解いただけたらと思います。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 坂根委員。

- ◆**坂根政代委員** ありがとうございます。ですから、それは事業所内で行うということになるわけですね。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** 事業所内に設けられる機関ということになるのでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長** はい。度々すみません。指導監査室の山形です。1つのサービスとして生まれるということで、確かに1つの事業所内にそのサービスを提供するというのであれば、同じ事業所内にそういう仕組みができるということですのでよろしいかと思えます。
- ◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** サービスの提供というところであれば、事業所内であり得るということでした。ただ、障がい者の就労というところに関しては、ハローワークであるとか、様々なところもあるわけですし、じゃあ、そういったところはどのようなふうな構想になるのでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長** 指導監査室の山形です。すみません。実際のその就労支援とそのハローワークとの連携ということになりますと、恐らくその中で一般就労が適切であるとか、そういうふうなことであれば、そこで連携をしてつないでいくというふうな形になるのではと思います。以上です。
- ◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** では、要望しておきます。私たちも視察研修でこの障がい者の就労というところを勉強してきたところです。それで、そのときにやはりこういうふうな流れというような、チャートみたいなものがあればより分かりやすいので、一度ちょっとそういったものを作成して配っていただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。
- ◆**星見健蔵委員長** 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長** はい。資料不足で申し訳ございません。確かに国のほうからもそういうふうな基本プロセスについての資料が出ておりますので、また、後ほど皆さんにお配りしたいと思います。以上です。
- ◆**星見健蔵委員長** そのほか、岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** 資料2の13ページに、管理者の業務範囲の見直しというのがあります。同一敷地内等に限らず、ほかの事業所等の職務に従事することができることとすると。これは障がい者の就労施設だったり、それから生活の場だったり、そこが全然離れていても別の事業所として管理者、つまり合理化だと思うんですけど、そういうことができるよというふうに、業務なんかも限らないと、業務っていうか、業種限らないとかいうことなんではないでしょうか。ちょっとそこから辺説明お願いいたします。
- ◆**星見健蔵委員長** 山形室長。
- 山形孝史地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山形です。その管理者は例えば従来同一敷地内の、例えば地域密着事業の事業所であったりとか、小規模多機能型事業であったりと、そういうふうな事業の管理者があれば、基本的にはほかの事業とそれから齟齬が生まれない限

りにおいては管理者が兼務することが、兼務といいますか、事業者は常勤の管理者を置く必要があるんですが、そうでない限りにおいては、それぞれ1名ずつ置く必要があるんですが、そういうふうな利用においては兼務ができるように、今回の改正になっておるといふふうに思います。その職種に関しては問わないということになっておりますので。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 12 ページの先ほどの就労選択支援、これは、障がい者相談支援専門員という、精神障がい者相談支援専門員という人がすることになる仕事ですか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 従業員の就労選択支援員の要件でございますが、就労選択支援事業所においては、管理者及び常勤換算法で、利用者の数を15で乗じた数以上の専従の就労選択支援を置くものとしておりまして、その就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件といたしまして、経過措置として就労選択支援養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択員とみなすということになっております。

また、就労選択支援養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件としております。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間、令和9年度末までを想定しておりますが、現行の就労アセスメントの実施等についても一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者も受講可能としておるようでございます。それから個別支援計画の作成は不要といたしまして、サービス管理者、責任者の配置は求めないということになっておるようです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 つまり、障がい者専門相談員とは違う人だよということですね。精神障がい者相談支援専門員とは別の、そういうことだけをやる人なわけですね。なかなか複雑化、ますます複雑化する感じがいたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 田川課長に聞きたいんですが、さっき私が言った精神障がい者相談支援専門員はお仕事のプランだけではなくて、全体のプランを立てるから、この新しくつくる選択支援員とは違うんだよという理解でよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。相談支援専門員と先ほどの就労選択支援の新しい支援員ですけども、必要となる資格も違っておりまして、基本的には業務も多くなってくると思いますので、別の方が担当していく形になると思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 田川課長に聞きますけど、だって、障がい者の方の生活のプランを立てる中にその方がどこで働くのがベター、ベストなのかとか、合っているのかとか、そういうことって考えないと、生活のプランは立てられないんじゃないかと思うんですけど、なぜこんなことをするんでしょうかね。

◆星見健蔵委員長 田川課長

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。もともとは御本人の希望に応じたいろんな選択肢ができるようにということで、それで設けられた制度なんです。その選択肢を作るために1人の方だけでやるのではなくて、いろんな機関が連携して、それで、就労選択支援の事業所の中で御本人にもいろいろ聞いたり、今の状況をアセスメントしたり、関係機関も入りながら、どういう形がいいか、御本人はどういうことを希望されているのか、というようなことが沿えるようにやっていくということで、いろんな結果的には相談支援専門員も関わって、どういうふうにやっていくかと決めていくことになると思うんですけども、1人だけということじゃなくて、より専門的な人も配置して、いろんな機関が連携してやっていくという形になると思います。

令和7年の10月からというところで、まだ準備期間もこれから設けられて、細かいところも詰められていく形になると思いますが、そういった制度かと理解しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形です。すみません、先ほど谷口委員のほうから就労移行支援事業所の利用定員規模見直しのことについて御質問がございました。その中で10人未満については、事業はできるのかというふうなお問い合わせがあったと思いますが、すみません、坂根委員からございましたが、これが10人未満になりますと、これは指定といえますかできないので、恐らくもし事業を継続していただく必要があれば、定員の規模の変更の届出を出していただいて、指定をさせていただくということになるのではないかとこのように考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。となると規模変更を提出し、そこは鳥取市が独自に指定をすると、こういうことになるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形です。お見込みのとおりです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、質疑はもうないようですが、谷口委員のさっきの要望で、採決に関係ありますか。

◆谷口明子委員 いや、いいです。

◆星見健蔵委員長 はい、それではここで質疑を終結します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 障がい者の皆さんの生活や就労をやっぴりどのように人権認めて働きやすい職場で働いてもらったりできる状況を作っていくのかということに、本当につながるのかなってところが不安です。サービスがますます複雑になっていく、結局そうは言いながら同じ人がすることになるのかもしれませんが、それなら、その人の給料を上げるようなことをすればいいので、こういうやり方でいいのかなって思うし、管理者の業務範囲の見直しってところも、同一敷地内に限らずに管理できると業務範囲を広げていくと、管理者は

管理者でありながらいろんなことをやって、1つの事業所を運営しているので、こういうことが現実的に可能なのかなというふうにやっぱり不安に思います。

なので、拙速に決めることはないんじゃないのかなというふうに私は思いますので、反対します。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。討論というか、要望になるとと思いますが、この制度自体は。

◆星見健蔵委員長 討論。

◆坂根政代委員 じゃあ、討論で、はい。すみません。

◆星見健蔵委員長 はい。

◆坂根政代委員 実際討論ということで、意見をさせていただきますが、私自身は賛成という立場での発言となります。それで、ただし、この条例にうたわれていること、先ほどもみたいに例えば鳥取市独自の指定もあるとか含めて、より運用をしっかりとやっていただきたいということと、もう1つは、今度は監査において、今鳥取市も様々なやはり違反事例等が出ております。よりしっかりした監査が必要になってくると、この体制をどう整えるのかということが問われているのではないかとということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、賛成の立場の討論ということでね。意見のほうじゃなしに、討論ということなんで、そのほか、討論ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で討論を終結します。これより議案第43号鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について採決をします。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第44号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第44号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について、本件につきまして質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 後期高齢者支援分保険料が2万円上がると、2万円上がると200世帯が対象になるという説明でした。それで、これは国がこれも決めたものに従うことなんですが、どうしても導入しなくてもいい制度であるというふうに理解しているんですが、なぜ今年も導入するのかということを説明してください。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。岩永委員さんからの御質問で、後期高齢者支援分の2万円の引き上げですけれども、この賦課限度額の引き上げというのは、そもそも保険料というのが、被保険者の負担能力に依る部分がありますけれども、あまりにも高い保険料になると、受益との関係などから被保険者の納付意欲に与える影響があることなどから、国のほうで、そういった観点から賦課限度額というものを設けているものなんですが、

後期高齢者の支援分については、御承知のように後期高齢者の被保険者増えておりまして、後期高齢者の医療費なども増大している中で、支援金も増えていくというような現状があります。

そういったような中で保険料の負担があまりにも高い方、保険料が高くなる方と、やはり負担していただけないというようなことから、その限度額を設けているんですが、そこがあまり低いと今度は逆に支援金が増えていく中で賄えないというか、そういったことが生じるということで、今回、国のほうも限度額を引き上げたということになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 後期高齢者が増えてきています。それで、後期高齢者の医療制度をつくったときから共産党は反対してしまして、ああいう高齢者になったらみんな病気するんだから、保険料で賄えなくなるよと、やっぱり国のちゃんとした支援がないと制度そのものが破綻することになるということは、これまでもずっと言ってきたんですよね。いよいよ大変になってきているという状況は理解をしますが、やはりそれは国が何とかしないとイケないことであって、たくさん、あるいは基金でやりくりすればいいのじゃないかなというふうに私は思います。

あと、もう1つ質問します。ここには5割軽減と2割軽減の改定がありますが、もっと低いところの軽減制度として7割軽減があると思うんですが、その中身は今回変更しないという理解でよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。今回は、7割軽減は変更いたしません。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 7割軽減の基準とそれからこうやって改定して減額の対象になる人たちに対しては、国は補助があるのかなのか、そこを教えてください。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。岩永委員の御質問は7割軽減の方にも、それから同じように国の補助があるかという御質問でよろしかったでしょうか。すみません。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 日本語がちゃんとしてなくて、まずは7割軽減の所得基準の内容を教えてください。併せて7割、5割、2割の軽減の人たちに対しては、こうやって軽減した分は国が補填するんですよということですか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。まず、7割軽減の基準ですけれども、所得基準は43万円プラス10万円掛けるその世帯の給与所得者の合計から1を引いた数が7割軽減のその世帯の基準となっております。この7割軽減、5割軽減、2割軽減をした分については、国のほうから補填がされております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆星見健蔵委員長 それではこれで質疑を終結します。討論ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。後期高齢者支援金分保険料も引き上げる必要はないなというふうに思います。基金を使って保険料を下げると、今年、今回、保険料は据置きということですが、この支援金分を引き上げるということで、引き上がる方があるということで反対します。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、討論ございますか、谷口委員。
- ◆谷口明子委員 賛成の立場で討論ですけども、その下限度額の引上げということですが、所得の高い方が引き上げになって、それで中間層に配慮した引上げ幅というふうになっているので、今後のその後期高齢者の方が増大することで、保険料が必要になるということ、給付する保険料が増えてくるということを見ると妥当な賛成するものと思います。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- ◆星見健蔵委員長 はい、それではこれで討論を終結します。これより議案第44号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について採決いたします。本案に賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- ◆星見健蔵委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。12時を回ったですけども、もう1件いきます。

議案第45号鳥取市介護保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、続きまして議案第45号鳥取市介護保険条例の一部改正について、本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 今回13段階にしたんですけど、11段階、12段階、13段階の、13段階の人は720万円以上というところが変わったんですけど、この11、12、13段階は大体どれくらいいらっしやるのか教えてください。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- 橋本 渉次長兼長寿社会課長 ちょっと調べますんでお待ちください。
- ◆星見健蔵委員長 はい、橋本次長。
- 橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。令和5年10月時点での数字になります。11段階の方が233名、12段階の方が144名、13段階の方が713名となります。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 足し算間違っていなければ、1,090人ということで、以前5万5,000人、5万5,907人という介護保険の対象者っていうことを聞いたように思います。約2%の人という理解でよろしいですね。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- 橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。主なその数字になります。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- ◆星見健蔵委員長 それでは以上で質疑を終結します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 質疑のときに、今回の13段階に段階を増やしたのは、国が13段階にということとそれに従ったということ。それから低所得者の方の標準税率を引き下げる、その分高所得者の標準乗率を引き上げるということで、中でやりくりをなさいよという、被保険者間での所得再分配機能を強化するっていう、これも国の方針だということに基づいて決めたものだというふうな説明がありました。鳥取市は以前、たしか第4段階だったと思うんですけど、国が決めた基準よりも下げた乗率で段階の保険料を設定するというようなこと、いわゆる消費税だけではなくて。そういうふうにして、少しでもそもそも市民税非課税の段階の人たちの保険料を下げるんだということをやってきたと思います。

それで今回、多段階化も、それから被保険者間での所得再分配という考え方もあまりにそういう考え方で国の言いなりにしなくても、その分、基金を使って下げるということでできることではないかというふうに思います。13段階のところは、乗率は2.40ですけど720万円以上ということになったわけで、より多くの人たちが今まで2.2だったのが2.4になると、上がるということで、よりたくさんの人たちが上がるということになりました。そもそも5%の基金を残すということも根拠のないことでして、やっぱりそこを使ってどうやって下げるのかということを考える保険料にしないと、低い人も、高い人も、みんなが不満を持っている介護保険料なので、やっぱりそこはせつかく3年に1度ですので、考えるべきだったというふうに思いますので反対します。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。賛成の立場で討論いたします。この収入に応じて、第1段階から第11段階、それは保険料の減額賦課というふうになっております。この12段階、13段階の方が、高所得者っていいですか、ちょっと若干高くなるということですけど、これやはり全般的に見ましてもやむを得ないもので、これ高所得者が払うというのは国の方針ですので、特に問題ないかと思います。

また、基金についても、ある程度基金というのは全部使えばいいというもんじゃないです。残す分というものもありますんで、今後の高齢化社会いろいろありますから、その辺を見ながら、この現状でこの一部改正については問題ないと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で討論終了します。これより議案第45号鳥取市介護保険条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 賛成多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それではここで、お昼の時間も過ぎてしまいましたので、一旦休憩とさせていただきますと思います。それで、午後は1時15分に再開ということにさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

午後12時13分 休憩

午後1時15分 再開

居宅介護支援事業所の介護報酬返還金について

◆**星見健蔵委員長** それではその他の報告に入ります。居宅介護支援事業所の介護報酬返還金について、執行部より説明をお願いします。橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。本日お配りのその他報告、居宅介護支援事業所の介護報酬返還金についての資料で説明をさせていただきます。一般社団法人ノーマライゼーションとっとりが運営しておりました居宅介護支援事業所葵の介護報酬についてでございます。下の記述の3番を御覧ください。経過でございます。令和3年の12月2日、法人より自主点検による減算の申出がございまして、減算の指示を行ったところです。以降、事業所の自主点検による運営基準減算分の確定作業の後、令和4年5月13日に法人より過誤申立ての提出を受けております。同年、令和4年5月27日に長寿社会課より法人宛てに請求書を送付いたしました。金額につきましてはその2つ上、1番介護報酬返還金請求額でございます。内訳は、平成30年11月から令和4年3月分までのサービス提供分につきまして、3年5か月分になります。合計1,077万3,410円、こちらの請求書を送付いたしましたが、督促を行ったものの、令和4年の8月に破産手続が開始されたということになります。

その下、4番で破産手続開始後の経過ということでございます。令和4年8月3日に破産手続が開始されました。以降、債権者集会等がちょっと長引きまして、年度をまたいでしまいましたが、本年、令和6年2月13日より破産管財人より配当についての通知書が送られてきて受領いたしました。3月1日に配当金を受領しております。はい。配当につきましては上の2番になります。介護報酬返還金配当額26万2,682円でございます。ちなみに法人の残余財産は31万2,659円ということでございます。配当金受領の後、大体おおむね一月程度で正式な破産の通知が来るようでございます。

一番下、5番の今後の予定でございますけども、3月26日、最後の債権者集会が予定されておりまして、3月末頃に正式な破産の通知がやってくる予定となっております。法人の破産につきましては債権が消滅するということになりますので、その時点で不納欠損処理をしたいというふうに考えております。報告は以上になります。

◆**星見健蔵委員長** はい、ただいま報告をいただきました。委員の皆様からこの件につきまして質疑等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。書類上の、書類上というか、3の返還金発生経過のところ。この書類で見ますと、3年の12月2日より法人から減算の申出があったと。とすると、実際4年の5月13日に過誤申立書の提出を受けるというところになっているんですが、この期間に、3年の12月2日から4年の5月13日までの間に、この法人に対する監査だとか指摘、指導だとか、こういったことはなされたんでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 山形室長。

○**山形孝史地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室の山形です。坂根委員さんがおっしゃった法人の減算の申立てがあつてからの確定作業までの間でございますが、基本的には自主点検

でございますので、葵のほうが過去のサービス内容とか、サービス提供で作成されていない部分に関して自己点検をされて、その内容について長寿社会課とケアプラン作成担当者等とも点検を確認しながら、その間に額を確定したというふうなことで認識しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。自主点検ということで、自主点検、事業所、そして並びにそこに関わる様々な書類等もお互いに点検しながらという、こういう理解、今の説明はこういう理解でよかったですでしょうか。はい。分かりました。分かりましたが、今回のことに限らず、この間、結構この返還事例というのがかなり起きています。となると、じゃあ、こういう期間にどういふ本来だったら処置をしなければならなかったのか、いや、ひょっとしたらもう少しこういう踏み込んだ処置ができたのではないかと、こういうことを今後考えていく素材にしなければならぬのではないかと考えています。なぜかという、1,000万円以上返ってこないということですよ。そういうことがあるので、しっかりこの点検のメカニズムをつくっていかねばならないということを申し上げておきたいと思えます。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。自主点検で減算の申出があつて減算の指示を行った。この運営基準減算分確定とかつて、どういう中身だったんですか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。プラン自体が作成されていなかったという案件でございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 請求はされとったけど、実際はプランがつくられていなかった。そういう場合は、もう本当に直接そこへ行って指導をするとかいうことではなくて、文書や電話やっていうことしかないんですかね。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。この申出する以前において、実はサービス事業者のほうからプランが出てきてないというふうな情報が入っておりました。それで基本的にはその状況にありますので、指導監査室としては、じゃあ、実際どういう状況なのかということで、この葵の代表者の方にお会いしようとして連絡を取ってですね、事務所等にも直接監査という形で伺ったりもしました。

ただ、御本人さんがいらっしやらないということで代表者の方と連絡が取れない状況がありまして、それで書類等もなかなか確認が取れないということで、大変ジレンマと申しますか、状況になりました。ただ、その葵の法人の方、代表の方ともちょっとお話しをして、何とかできないかということでありましたが、ここで申し上げていいのかどうか分かりませんが、その代表の方がちょっとメンタルの関係でお仕事ができない状況がちょっと生まれてありまして、何とかこの状況だと他の事業者の方にも迷惑かかるし、最終的には利用者の方が不利益を被るというふうになるので何とかできないかということで促しましたけども、結局は、事業継続は難しいのではないかとというふうなことで判断して、ひとまずはそのプラン、未作成分の減算の

分についての事後確認をお願いしますというふうなことで指導をしたところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。こういう事業所は、体制はどういう事業所だったのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。体制的には結局1人の方が事業を行っているような個人主、事業主と、そういうふうな形の事業形態でございました。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 1人であっても、事業所として立ち上げてケアプラン作る。ケアプランつくる事業所ですよ。作ることできるわけなんですね、はい。指導もしていただいたということですが、大きなことにならないように引き続きしっかり監査をして、必要なところには適切な指導していただきますようにお願いします。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それではないようでございますので、福祉保健委員会を一旦休憩し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を再開いたします。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後1時25分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後3時28分 再開

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それではただいまから福祉保健委員会を再開します。本日の日程でございますが、まず、先議以外の質疑、討論、採決を行い、続いて令和6年度の当初予算の質疑を行います。令和6年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それでは、まず初めに橋本健康こども部長に御挨拶いただきしたいと思います。橋本部長。

○橋本浩之健康こども部長 はい。失礼します。健康こども部橋本でございます。本日の福祉保健委員会健康こども部の議案でございますが、議案第35号鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての1件でございます。このほかに報告が2件ございます。レジュメのとおりでございます。その他の報告の詳細につきましては、各担当課の課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、予算審査特別委員会の福祉保健分科会に係る健康こども部の議案につきましては、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計予算の所管に関する部分、それから議案第14号令和6年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、この2件でございます。こちらにつきましては、前半の分科会におきまして説明をさせていただきました。本日は質疑をいただくことになっておりますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、ありがとうございました。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で説明をいただいております。

議案第 35 号鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第 35 号鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 前回のときに昭和 63 年に鳥取の施設は利用者なしということで、廃止になったという説明がありました。県の施設があったのか、それで利用者なしという理由だったということなんですけど、ちょっとそこら辺の経過が分かれば教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センターの森田です。こちらの廃止のことにつきましては、鳥取県のほうから伺ったものでして、詳細については、詳しくは存じていないんですけども、やはりその当時の入所、婦人保護施設というものが売春防止法に基づくもののため、その入所要件っていうものがその売春防止っていうところになっておるものですから、やはりそれに該当する方がいらっしゃらなかったっていうところですよ。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 県のほうから聞いたということですので、県の施設だったんですね。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。公営公設です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 ちょっとお尋ねです。インターネット見てもね、それから市役所のホームページ見ても、この施設が出てこないのはDVの関係でそういうふうになって、相談コーナー、相談窓口は出てくるわけですけど、そういうことですか。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センターの森田です。鳥取市では、母子生活支援施設、女性保護施設とは違うんですけども、そういう施設を設けておりますが、地図にも載せておりませんし、その位置についてもDV関係の支援がございますので、居所が判明するということが後追いとかの懸念がされるというところで掲載はしていません。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 賛成なんです。賛成なんですけど、やっぱりこれは困難な問題を抱える女性への支援に関する法律っていうのができて、今回の条例改正になるっていうことで、やっぱり関わった女性の皆さんの成果だというふうに思います。ですけど、多分国のをそのまま移行していらっしゃるからだと思うんですけど、11 ページの設備の基準っていうところで、居室入所者 1 人

当たりの床面積は収納設備等除きおおむね9.9平方メートル以上とすることについて、これしか書いてないですよ、やっぱり個室だとか、プライバシーが守られるようなことが望まれているんじゃないかなというふうに思います。

最初のほうの条項で第4条とか、6条とかに安全計画の策定についてというのがあって、それは外から追いかけてくる人をやっぱりきちんとそこから保護するっていう意味での安全計画の策定なのかなというふうにいまいち解釈しても、居室など生活が守られるような、プライバシーが守られるような状況をつくっていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。今、施設があるわけではないので、今後そういうことが必要になることがあるのかどうか分からんですけど、なった場合にはぜひこれに基づくということよりも、やっぱりそういう個室など必要じゃないかなというふうな意見を申し上げます。

◆星見健蔵委員長 賛成の討論ですね。

◆岩永安子委員 賛成なんですけど。

◆星見健蔵委員長 賛成の討論ですね。

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で討論を終結します。これより議案第35号鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

新たな子育て支援拠点の設置について

◆星見健蔵委員長 それでは次にその他の報告に入ります。まず、初めに新たな子育て支援拠点の設置について説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。その他の報告案件といたしまして、新たな子育て支援拠点の設置についてということで、資料の方が、本日配付のその他の報告の2ページになります。新たな子育て支援拠点の設置についてということで、1つ目にこども家庭センターの設置についてです。児童福祉法の改正により、令和6年度より市町村の努力義務となるこども家庭センターを駅南庁舎に設置する予定としております。このセンターは現在の子育て世代包括支援センター、通称名こそだてらすと言います。とこども家庭総合支援拠点、こども家庭相談センターの機能を備えた総合拠点として設置いたします。現在でも2か所のセンターでは、週1回に支援会議を開催し、情報共有をはじめとする支援体制の協議を行っておりますが、4月からは同じ所属として包括的な支援につなげていくこととしております。なお、愛称名につきましては、こそだてらすが広く住民の方に周知されていることから、引き続きこそだてらすを用いることとしております。

2つ目にこのこども家庭センターの開庁時間の拡大についてです。こども家庭センターの設

置に併せ、窓口の開庁時間を4月より延長する予定としております。主な手続としまして、現在母子健康手帳と言っておりますが、親子健康手帳の交付や転入された妊婦さんの手続等を行い利用していただくこととしております。延長する開庁時間といたしまして、毎週火曜日が19時まで、第2第4日曜日が8時30分～17時15分まで開庁する予定としております。なお、日曜日につきましては、基本として予約制とさせていただきます。

3つ目にこども未来課と幼児保育課の移転についてです。現在本庁舎で業務を行っておりますこども未来課、幼児保育課につきましては、4月より駅南庁舎に移転し、業務を行うこととしております。移転して業務を行うことで必要とされる支援へのつなぎをさらに一体的に実施することができると考えております。なお、出生届、転入時住民移動の際に手続の必要のある児童手当の手続につきましては、本庁舎で引き続き手続を継続して行うこととしております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。この件につきまして委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 質問と要望というところになります。確認ですが、こども家庭センターの通所全体をこそだてらすにするということですね。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。はい。こども家庭センターのことを通称名でこそだてらすということとさせていただきます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 今後というところですが、市民にとってはこども家庭センターの中にこども家庭相談センターがあったり、子育て世代包括支援センター、センターとつくものが2か所もあるということ自体はとても分かりにくい。今後ちょっとこのような名称の変更なりを検討していただければありがたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。4月以降は両方のセンターは廃止しましてこども家庭センター1本の所属として設置させていただきます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 私が、なぜこういうことを申し上げたかということ、6年度予算のところでも議論しようと思いますが、何とかセンター事業、何とかセンター事業ということでの名称が出ておりましたので、この辺を整理をしていかないと市民が分かりにくいと思った次第です。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、岩永委員。

◆**岩永安子委員** この7時まで、あるいは日曜日は予約制ですけど、この窓口の対応は職員の方がされるのでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。この窓口の対応といたしまして、就業時間をずらした形で正職員と会計年度任用職員、特に専門職員の専門職の助産師であったり保健

師であったりという職員が対応することとしております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほかよろしいですか。ございませんか。それではこの件につきましては以上とします。

鳥取県東部圏域感染症予防計画及び鳥取市保健所健康危機対処計画（感染症編）について（説明）

◆**星見健蔵委員長** 次に鳥取県東部圏域感染症予防計画及び鳥取市保健所健康危機対処計画感染症編について説明をお願いいたします。

○**雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。私のほうからは予防計画等健康危機対処計画について御報告させていただきます。委員会説明資料の3ページを御覧ください。この2つの計画は新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが総合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要であることから、平時のうちから計画的に保健所体制を整備しておくため、今年度策定が示されたものです。

まず、東部圏域の感染症予防計画についてです。計画の内容については12月の委員会で報告させていただきました。このたび市民政策コメントを実施しましたので、その結果を報告いたします。令和6年2月9日から2月28日まで実施し、1件の御意見をいただきました。意見内容と対応については4ページに記載しておりますので御覧ください。頂いた御意見は最近急増している梅毒とクラミジア、エイズ、HPVといった性感染症について、高校生や大学生を含め若い世代への啓発活動を強化すべきであるという御意見です。若い世代に対する啓発事業はこれまでも実施してきております。引き続き実施していくことは必要と考えておりますので、下線の部分になりますけれども、高校生、専門学校生、大学生など、若い世代を含め広く啓発活動を行うことを計画に追記いたします。

3ページに戻ります。今後のスケジュールです。県で策定を進めております鳥取県感染症予防計画と歩調を合わせ、必要な調整を行った上で、令和6年3月末までに策定予定でございます。続いて鳥取市保健所健康危機対処計画（感染症編）についてです。本計画は令和5年3月に改正された地域保健対策に関する基本方針において、保健所が健康危機への対応と同時に健康危機発生時においても健康づくりなど、地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定するよう示されておりました、このことに基づき策定するものです。

健康危機には感染症をはじめ、災害、食中毒、医薬品、毒劇物などにより生命と健康の安全を脅かす事態のことをいいます。本計画は感染症編として先ほど報告しました感染症予防計画の実行性を担保し、新興感染症等の健康危機に備えた平時・感染症拡大時等の体制整備について定めるものとなります。

主な内容といたしまして、感染症予防計画との整合性を担保し、今回の新型コロナウイルス感染症における第6波のレベルの感染拡大が初期段階で発生することを想定し、健康危機発生時の速やかな体制の移行などについて、鳥取市保健所などにおける役割や手順を示すものとな

っております。具体的には平時の準備として、業務量、人員想定、人材育成、組織体制等掲載しておりますし、有事に応じた取組としては組織体制、業務体制、関係機関との連携等を掲載しております。

今後のスケジュールですが、感染症予防計画の進捗に併せまして、令和6年3月末までに策定予定でございます。なお、現在3年間にわたる新型コロナ対応の振り返りを行っております。県と歩調を合わせ、取りまとめ作業を行っているところでございますので、来年度以降取りまとめ作業が終了いたしましたら、また御報告させていただきたいと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の報告の中でコロナ対応の振り返りは来年度以降っていうのは、令和6年度のうちにはまとめが出るということでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。今、作業途中でございますので、来年度の早い段階で報告ができればと思っているところでございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい、それでは続きますので、ここで福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後3時48分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後4時43分 再開

閉会中の継続調査について

◆星見健蔵委員長 それでは次に閉会中の継続調査についてということで、別紙をお配りしていただいております。これを議長のほうに提出したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではそのように決定しました。

福祉保健委員会の視察について

◆星見健蔵委員長 次に福祉保健委員会の視察についてということで、前回5月13日月曜日から15日水曜日の3日間ということで、日程のほうは決めさせていただきました。それで、この視察項目について、今まで提出いただいております方があるんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか、その辺、視察内容、行き先等について。

◆坂根政代委員 すみません。部屋に資料を置いてきたって、頭冷さないけん。

◆星見健蔵委員長 どうしましょうな、これ事務局さん。はい、植田次長。

○植田光一局次長 はい。坂根委員さんのほうからちょっと場所とテーマ等のほうで少し御提案

をいただいておりますので、どうでしょう、もし、場所とテーマでこの場でも御説明がいただけるようであればですが。

◆**坂根政代委員** 何か頭の中、ぱっとなつとって思い出せません。

◆**星見健蔵委員長** いや、それでね、やっぱりコースが北海道に行って九州ちゅうわけにならんでな、範囲を、視察費用も足り苦しいですが、ホテル代も上がったりしとって、ある程度集約した同じエリアの辺に、近辺の、そういう格好の視察にできりゃなあと思っておるところですけどね。

◆**寺坂寛夫委員** ほかのほうはね、総務企画や建水とか、どうもちょっと遠くに行きたいと、こういう企画だったので、列車で乗り継ぎだ何だ、ぽんと、東京なら東京ぽんと行って、周辺に行ったほうが、何箇所も行けれんというのがあって、それで、費用のほう、毛利さん、費用についても9万円ぐらいだけど、ちょっといろいろ検討しようかということがあつたでしょう。

○**毛利 元局長補佐** そういった話はまだ出ておりません。なので、恐らく今言ったように、今のプランを坂根委員さんから出ている御意見とか、各委員さんから出ている意見を踏まえて照会してみても、最終的にはちょっと正副委員長にそこはお任せだというようなことで、もし、そういう御意見にまともれば、また、上手に御相談させていただきながら調整させていただこうとは思つてはおります。

◆**星見健蔵委員長** じゃあ、ここというところがあつたらね、事務局さんのほうに言つていただいて、それで、このルートだつたらええじゃないかというようなところを決めていきたいなというふうに思つておりますので、どここの何を勉強したいのかという、視察したいのかというところまでまたお願い。

◆**寺坂寛夫委員** 3部門、3部門ね。

◆**星見健蔵委員長** うん、3部門で。

◆**寺坂寛夫委員** 福祉とこどもと、それから市立病院。

◆**星見健蔵委員長** 福祉と健康こどもとそれと、病院事業ということで。はい、どうぞ毛利さん。

○**毛利 元局長補佐** それと申出につきましては、取りあえず18日月曜日までに、もし、いいところがあれば、御希望等があれば事務局のほうまでお願いできたらと思つております。

◆**星見健蔵委員長** ということでございます。18日月曜日までにということで、相手に伺いを今度は立てて、許可がいただけるか、それも分かりませんのでね、いろいろあるし。じゃあ、そうことをお願いしたいというふうに思います。それでは以上で福祉保健委員会を終了とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

午後4時48分 閉会

令和6年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和6年3月14日（木）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

.....《予算審査特別委員会福祉保健分科会》.....

【予算審査分：質疑】

- ・議案第18号 令和6年度鳥取市病院事業会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

福祉部 市立病院終了後～

.....《福祉保健委員会》.....

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・議案第41号 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- ・議案第43号 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- ・議案第44号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について
- ・議案第45号 鳥取市介護保険条例の一部改正について

2 その他の報告

- ・ 居宅介護支援事業所の介護報酬返還金について（長寿社会課）

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 1号 令和6年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 4号 令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- ・ 議案第 5号 令和6年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算
- ・ 議案第 8号 令和6年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- ・ 議案第 12号 令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

-----《福祉保健委員会》-----

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 35 号 鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

2 その他の報告

- ・ 新たな子育て支援拠点の設置について（こども未来課）
- ・ 「鳥取県東部圏域感染症予防計画」及び「鳥取市保健所健康危機対処計画（感染症編）」について（保健医療課）

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 1 号 令和 6 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 14 号 令和 6 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

-----《福祉保健委員会》-----

- ・ 閉会中の継続調査について・・・別紙「閉会中継続調査申出書（案）」のとおり
- ・ 令和 6 年度福祉保健委員会視察について